

平成30年度第2回福岡市地域包括支援センター運営協議会議事録

【要旨】

- 1 開催日時 平成31年2月8日（木）14時00分から16時00分
- 2 開催場所 TKP天神カンファレンスセンター RoomH
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議次第

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 開会
2 協議事項<ol style="list-style-type: none">(1) 平成30年度地域包括支援センター事業実績及び評価について(2) 平成31年度の地域包括支援センター業務について(3) 指定介護予防支援業務の居宅介護支援事業者への一部委託について(4) 地域包括支援センターの移転等について
4 その他
5 閉会 |
|---|

5 会議経過

(1)協議事項 平成 30 年度地域包括支援センター事業実績及び評価について

事務局	平成 30 年度地域包括支援センターの事業実績及び評価について説明。
委員	高齢者と障がいのある子の世帯等の相談が増えているということだが、具体的な相談の内容や、相談件数を教えてほしい。
事務局	例えば、親が高齢になり世帯収入が年金だけになることによる生活困窮などとして相談として持ち込まれるが、障がいやその疑いのある同居の子にも何等かの専門的支援が必要という事例などがある。具体的な件数などは把握していないが、センターのヒアリング等において困難事例として挙げられることが近年多いと感じている。
委員	若年性認知症の相談件数を教えてほしい。
事務局	相談件数は把握していない。若年性認知症に関しては、区地域保健福祉課にて支援を行っている。
委員	若年性認知症の場合は本人の離職も問題になる。地域包括支援センターの事業として行うものではないかもしれないが、就労支援制度などがあればいい。
委員	権利擁護に関する相談件数はこれまで増加傾向だったが、平成 30 年度は減少しているようだが。
事務局	年度途中の数字であるため少ないという点もあるが、月平均も減少しているようだ。特に現象の理由としては把握していない。
委員	評価結果の高いセンターの優れた取組みなどは、他のセンターにフィードバックを行っているのか。
事務局	全体に向けてのフィードバックは今後行う予定としている。また、各センターを巡回評価するなかでも随時、好事例の紹介なども行っている。
委員	顔の見える関係づくりは地域包括ケアにとって重要なものと把握している。ケアマネ会との関わりが負担になっているとあるが、具体的に教えてほしい。
事務局	ケアマネ会の体制や個々の能力によって、ケアマネ会の活動におけるセンターの参画や支援の負担が大きく変化するという実情がある。
委員	医療機関との関係づくりはどのように行っているのか。
事務局	大きなものとしては圏域連携会議などの地域ケア会議がある。また、相談支援の中で、同行受診などを機会として個々の医療機関との関係づくりも行われている。センターの把握している高齢者の生活状況・課題、医療機関による医療上のアドバイスなどを両方で共有することにより、それぞれの支援がスムーズになるという事例もある。
委員	弁護士会としても、地域包括支援センターとの連携事業をモデル実施し、センター巡回相談や、電話での相談を受け付けている。今後、弁護士会との連携に対して、どのような方針を持っているか。

事務局	弁護士会等との連携に関しては確たる方針をこの場でお伝えできないが、同モデル事業に関しては、タイムリーに相談できる利便性を高めていけば自然と活用事例も増えるものとする。
委員	社会福祉士会では、ケアマネ会などへの権利擁護支援に関する研修や、弁護士会との協同事業として虐待対応チームの派遣などを行っている。
委員	委託型の包括支援センターであるが、市（区）とセンターとの連携に関する課題があれば教えてほしい。
事務局	複雑な課題のある相談事例が増加する傾向がある中、区・センターともに対応に余裕がなくなっていると感じている。特に虐待などの処遇困難事例に対する支援体制をどのように維持していくかは今後の課題である。
委員	前年までは評価に関する資料として、各センターの自己評価表が配布されていたが今回は配布しないのか。相談件数を参考に、各センターが適切なアセスメントができているかなどを確認する有用な資料であったが。
事務局	圏域ごとに状況が異なるため、相談件数などを横並びで評価することは難しいと考えている。また、資料の省略については、2025年に向けた体制づくりの検討などにマンパワーを割きたいと思っているため、どうかご理解いただきたい。
委員	平成31年度も現在の運営法人に引き続きセンター運営を委託することに承認。

協議事項（2）平成31年度の地域包括支援センター業務について

事務局	地域包括支援センター業務の見える化、地域包括支援センター運営指針（案）について説明。
委員	センターがふれあいサロン等に参加することが近年少なくなった。課題を抱えていそうな方が地域にいても、なかなか一般市民では立ち入ることができない。センターがサロン等に参加することで、そのような方を把握し、重大な課題に係るようになる前に未然に支援することができるようになるのではないかと。
事務局	生活支援コーディネーターを順次配置し、地域活動をもとに高齢者の生活支援や介護予防を支援することを進めている。
委員	福岡市は、認知症フレンドリーシティや福岡100など、高齢社会に対応する様々な事業を行っている。地域包括支援センターなど行政だけでなく、地域の事業所や住民などを中心とした取り組みも推進しているところであるため、今後それらの成果が出てくることを期待している。
委員	平成31年度の地域包括支援センター業務について承認。

協議事項（4）指定介護予防支援業務及び第1号介護予防支援事業業務の居宅介護支援事業

者への一部委託について

事務局	指定介護予防支援業務及び第 1 号介護予防支援事業業務の居宅介護支援事業者への一部委託について説明。
委員	指定介護予防支援業務及び第 1 号介護予防支援事業業務の居宅介護支援事業者への一部委託について承認。

- 報告事項
- (1) 自立支援に資するケア会議について
 - (2) 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた市の動きについて
 - (3) 地域包括支援センター運営法人の公募時期について

事務局	自立支援に資する地域ケア会議（モデル実施）について報告。
委員	継続したい事例というのはあるのか。1回の検討だけで終わってしまうのか。処遇困難事例に関する地域ケア会議では、数か月後に2回目、3回目と同じ事例について継続協議することがあるが。
事務局	自立支援型ケア会議に関しては、ケアプランに対するアドバイスが欲しいという事例をセンター側が提出するものになるため、結果として毎回別の事例を検討している。会議の効果を検証するために、アドバイスを行った事例のフォローを行っている。
委員	アンケート調査において、歯科分野のアドバイスが参考になったという割合が高いが、具体的にどのようなアドバイスが参考になったとされたのか。また、実際にケアプランに反映できたという割合が落ちている理由を教えてください。
事務局	歯科に関するものでは、口腔の問題が身体の全体に影響するという視点が参考になったという参加者の意見があった。具体的には、栄養状態改善のためには入れ歯の調整など歯科受診も必要というアドバイスなどである。会議での提案・アドバイスされた内容には、唾液マッサージの導入などのすぐに実行可能と思われるものから、歯科受診など本人の状況などが整わないと難しいものがあり、実際にすぐに反映できないものもある。会議を有効なものにするために今後さらに検証を行っていく。
事務局	成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた市の動きについて報告。
委員	一般的には、メディアで報道される成年後見人の不正などの印象が強く、なかなか成年後見制度自体が受け入れられていないと感じる。制度の必要性などが市民に十分に理解されるよう、市より啓発活動を行ってほしい。
委員	成年後見人となる専門職からは、報酬が少なくなかなか受け手がいないという声もきいたことがある。
委員	弁護士が引き受ける事例は、財産上の争いなどの重たいものが多い。裁判所側も、これまでの財産管理重視から、身上監護も重視する方向性はシフトしている

	ほか、本人の資産の多寡によって決められがちであった報酬額についても、実際の業務内容等から決定するよう検討を進めているところである。
委員	社会福祉士は身寄りも財産もない方の後見をなることが多い。施設に入所中の方であっても、季節ごとの衣類を買い揃え、施設で十分に本人が尊重され適切な支援などを受けているか確認するなど、家族や後見人などが行うべきことは多い。成年後見制度は権利擁護のために必要不可欠な制度だが、一部の後見人等の不正などによってデメリットが大きく取り上げられ、市民の理解が進まないことは残念だ。
委員	実際には、後見人による不正行為の多くは親族後見人によって行われている。家庭裁判所のマンパワー不足により、後見人の活動を監督する機能が落ちていると感じる。
事務局	地域包括支援センター運営法人の公募時期について報告。